

貸借対照表

2021年3月31日

一般財団法人日本内部監査研究所

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0		
預金	0		
前払費用	132,000		
流動資産合計	132,000		
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
研究調査事業引当資産	32,631,806		
法人管理引当資産	7,615,500		
特定資産合計	40,247,306		
(2) その他固定資産			
保証金	396,000		
その他固定資産合計	396,000		
固定資産合計	40,643,306		
資産合計	40,775,306		
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	92,931		
預り金	62,267		
未払法人税等	52,500		
流動負債合計	207,698		
2. 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計	207,698		
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	40,247,306		
指定正味財産合計	40,247,306		
(うち特定資産への充当額)	(40,247,306)		
2. 一般正味財産	320,302		
(うち特定資産への充当額)	(0)		
正味財産合計	40,567,608		
負債及び正味財産合計	40,775,306		

(注) 設立初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

正味財産増減計算書

2020年7月9日から2021年3月31日まで

一般財団法人日本内部監査研究所

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①特定資産運用益	39		
②研究調査事業	0		
③受取寄付金	7,752,694		
経常収益計	7,752,733		
(2) 経常費用			
①事業費	5,421,541		
役員報酬	56,452		
給料手当	3,329,031		
福利厚生費	76,491		
旅費交通費	60,083		
通信運搬費	37,422		
消耗什器備品費	134,000		
OA機器費	362,921		
印刷費	71,302		
支払手数料	1,664		
光熱費	6,003		
賃借料	705,202		
諸謝金	352,000		
租税公課	142,860		
委託費	53,347		
雑費	32,763		
②管理費	2,010,890		
役員報酬	346,452		
給料手当	800,000		
福利厚生費	24,687		
旅費交通費	19,391		
通信運搬費	11,318		
消耗什器備品費	43,248		
OA機器費	33,029		
印刷費	14,938		
支払手数料	536		
光熱費	1,937		
賃借料	227,604		
管理諸費	362,648		
租税公課	98,608		
委託費	17,217		
雑費	9,277		
経常費用計	7,432,431		
当期経常増減額	320,302		
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0		
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	320,302		
一般正味財産期首残高	0		
一般正味財産期末残高	320,302		
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	40,247,306		
一般正味財産への振替額	0		
当期指定正味財産増減額	40,247,306		
指定正味財産期首残高	0		
指定正味財産期末残高	40,247,306		
III 正味財産期末残高	40,567,608		

(注) 設立初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

正味財産増減計算書内訳表

2020年7月9日から2021年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	研究調査事業		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①特定資産運用益	39	0	39
②研究調査事業	0	0	0
③受取寄付金	5,368,194	2,384,500	7,752,694
経常収益計	5,368,233	2,384,500	7,752,733
(2) 経常費用			
①事業費	5,421,541		5,421,541
役員報酬	56,452		56,452
給料手当	3,329,031		3,329,031
福利厚生費	76,491		76,491
旅費交通費	60,083		60,083
通信運搬費	37,422		37,422
消耗什器備品費	134,000		134,000
OA機器費	362,921		362,921
印刷費	71,302		71,302
支払手数料	1,664		1,664
光熱費	6,003		6,003
賃借料	705,202		705,202
諸謝金	352,000		352,000
租税公課	142,860		142,860
委託費	53,347		53,347
雑費	32,763		32,763
②管理費		2,010,890	2,010,890
役員報酬		346,452	346,452
給料手当		800,000	800,000
福利厚生費		24,687	24,687
旅費交通費		19,391	19,391
通信運搬費		11,318	11,318
消耗什器備品費		43,248	43,248
OA機器費		33,029	33,029
印刷費		14,938	14,938
支払手数料		536	536
光熱費		1,937	1,937
賃借料		227,604	227,604
管理諸費		362,648	362,648
租税公課		98,608	98,608
委託費		17,217	17,217
雑費		9,277	9,277
経常費用計	5,421,541	2,010,890	7,432,431
当期経常増減額	△ 53,308	373,610	320,302
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 53,308	373,610	320,302
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	△ 53,308	373,610	320,302
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	32,631,806	7,615,500	40,247,306
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	32,631,806	7,615,500	40,247,306
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	32,631,806	7,615,500	40,247,306
III 正味財産期末残高	32,578,498	7,989,110	40,567,608

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
特定資産				
研究調査事業引当資産	-	38,000,000	5,368,194	32,631,806
法人管理引当資産	-	10,000,000	2,384,500	7,615,500
合 計	-	48,000,000	7,752,694	40,247,306

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定資産				
研究調査事業引当資産	32,631,806	(32,631,806)	-	-
法人管理引当資産	7,615,500	(7,615,500)	-	-
合 計	40,247,306	(40,247,306)	0	0

附属明細書

1. 特定資産の明細

特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載している。

2. 引当金の明細

該当なし

監査報告書

2021年5月13日

一般財団法人日本内部監査研究所
代表理事 辻 正 雄 殿

監事 上田 孝一 ㊟
監事 島戸 俊明 ㊟

2020年7月9日から2021年3月31日までの第1期事業年度の事業報告、計算書類及びその附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、一般に認められた監査手続に従い、理事会及び評議員会に出席し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めました。また、当法人の外部監査人より、会計帳簿、会計書類の状況に関し、定期的に報告を受け、さらに適正意見が付された外部監査人監査報告の説明を受け、意見交換いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類とその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

一般財団法人日本内部監査研究所

代表理事 辻 正雄 殿

公認会計士東勝次事務所

公認会計士 東 勝次 ㊞

監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づく監査に準じて、一般財団法人日本内部監査研究所の2020年7月9日から2021年3月31日までの2020年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインII-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明のための基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の遂行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上